

令和5年3月24日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項 (4件)

議第14号 草津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則案

議第15号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

議第16号 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて

議第17号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第14号

草津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則案

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

草津市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第号）の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（草津市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 草津市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成18年草津市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

議第15号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条第2項および第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議第15号

草津市立幼稚園規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
第1条～第3条 (略) (教育課程)	第1条～第3条 (略) (教育課程)
第4条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下「教育要領」という。)に基づき、園長が編成する。	第4条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下「教育要領」という。)に基づき、園長が編成する。
2 (略)	2 (略)
第5条～第7条 (略) (入園)	第5条～第7条 (略) (入園)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)(別記様式第2号)を、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(保育認定)(別記様式第3号)を交付するものとする。	2 教育委員会は、入園を許可するときは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(教育認定)(別記様式第2号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書(保育認定)(別記様式第3号)を交付するものとする。
3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)(別記様式第4号)を、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津	3 教育委員会は、入園を不許可とするときは、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあつては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(教育認定)(別記様式第4号)を、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの保護者にあ

議第15号 草津市立幼稚園規則の一部改正

新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)(別記様式第5号)を交付するものとする。	つては草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書(保育認定)(別記様式第5号)を交付するものとする。
4 (略)	4 (略)
第8条の2～第11条 (略)	第8条の2～第11条 (略)
様式第1号～様式第8号 (略)	様式第1号～様式第8号 (略)
付 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。	

議第16号

草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市地域学校協働活動推進員の委嘱につき議決を求めることについて
次の者を、草津市地域学校協働活動推進員に委嘱することにつき、社会教育法（昭和
24年6月10日法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、本委員会の議決
を求める。

記

（別表）令和5年度 草津市地域学校協働活動推進員（地域協働合校地域コーディネーター）委嘱者一覧の通り

任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(別表) 令和5年度 草津市地域学校協働活動推進員(地域協働合校地域コーディネーター)委嘱者一覧

小学校	名 前	備 考	経験年数
志津小学校	井戸 静代 ^{イド シズヨ}	現 図書館運営サポーター、放課後自習広場支援員	6年目
	山中 由紀子 ^{ヤマナカ ユキコ}	現 家庭学習サポーター、放課後自習広場支援員	5年目
	下津 貞 ^{シモツ サダ}	現 放課後自習広場支援員、家庭学習サポーター	4年目
志津南小学校	北 恵子 ^{キタ ケイコ}	現 健康推進員	2年目
草津小学校	竹谷 利子 ^{タケタニ トシコ}	現 草津学区民生委員児童委員(主任児童委員) 現 放課後自習広場支援員	2年目
草津第二小学校	久志 博子 ^{ヒサシ ヒロコ}	元 PTA事務長、元 図書館ボランティア	5年目
渋川小学校	澤村 忍 ^{サワムラ シノブ}	現 学校図書館ボランティア 元 渋川小PTA会長	8年目
矢倉小学校	山本 悦子 ^{ヤマモト エツコ}	現 環境学習プランナー、元 環境学習推進員 現 滋賀県地球温暖化防止活動推進員	3年目
老上小学校	山本 忍 ^{ヤマモト シノブ}	現 教室アシスタント支援員 現 老上学区店委委員児童委員(主任児童委員)	4年目
老上西小学校	武井 美代 ^{タケイ ミヨ}	現 老上西小書写指導教員	8年目
玉川小学校	阿部 有夏 ^{アベ ユカ}	元 玉川小学校PTA役員 元 玉川中学校PTA役員	新規
南笠東小学校	岡田 やよい ^{オカダ}	元 玉川幼稚園PTA会長 元 南笠東学区民生委員児童委員協議会会長 現 社会福祉協議会事務局長	4年目
山田小学校	中島 民恵 ^{ナカジマ タミエ}	元 小学校教員 元 松原中学校心のオアシス相談員	8年目
	中島 好子 ^{ナカジマ ヨシコ}	元 高校教員	新規
笠縫小学校	小寺 厚子 ^{コテラ アツコ}	元 養護教諭	5年目
	小寺 栄子 ^{コテラ エイコ}	元 中学校教員	新規
笠縫東小学校	本庄 かよ子 ^{ホンショウ コ}	現 教室アシスタント支援員	3年目
	村田 可奈子 ^{ムラタ カナコ}	現 教室アシスタント支援員	5年目
	田中 麻里 ^{タナカ マリ}	現 教室アシスタント支援員	新規
	澤井 博一 ^{サワイ ヒロカズ}	現 教室アシスタント支援員	新規
常盤小学校	稲垣 保善 ^{イナガキ ヤスヨシ}	元 小学校校長、市教育研究所長、現 保護司 現 草津市教育会会長、滋賀県教育会代議員	3年目
	今井 廣一 ^{イマイ ヒロカズ}	元 常盤学区自治連合会役員、穴村町内会長	2年目
	長束 廣司 ^{ナツカ ヒロシ}	元 常盤学区まちづくり協議会会長	新規
松原中学校	杉江 由紀子 ^{スギエ ユキコ}	元 幼稚園長、草津市教育委員 現 山田学区民生委員児童委員(主任児童委員)	2年目

任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

■社会教育法（抜粋）

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

■草津市地域学校協働活動推進員設置要綱（抜粋）

（目的）

第2条 地域コーディネーターは、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図り、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

（設置）

第3条 教育委員会は、草津市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に地域コーディネーターを置くことができる。

（定数）

第4条 地域コーディネーターの数は、地域の実情を考慮のうえ、学校区1名程度を原則とする。

（資格および委嘱）

第5条 地域コーディネーターは、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

（委嘱期間および解職）

第6条 地域コーディネーターの委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、地域コーディネーターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、または、これに堪えられないと認められる場合

(2) その他地域コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

（職務）

第7条 地域コーディネーターの職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 担当する学校区の学校事情および年間カリキュラムの把握ならびに地域ボランティアについての情報提供に関する活動

(2) 地域ボランティアとの連絡および調整

(3) 地域ボランティアに係る情報収集、募集および依頼に関する活動

(4) 地域コーディネーターとしての活動記録（出勤簿、事業計画書、実施報告書等）の記入および記録

(5) 学校・地域の教育活動への支援および参加促進に関する活動

(6) その他地域コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動

議第 17 号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 24 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育
研究所規則（昭和５５年草津市教育委員会規則第３号）第８条の規定により、本委員会
の議決を求める。

記

区分	委嘱・任命する 者	備考
公募による草津市立小中学校の保護者	児玉 雅美	草津中学校ならびに草津第二小学校 の保護者

任期：令和５年４月１日から令和６年５月３１日まで

○草津市立教育研究所規則（抜粋）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市校長会の代表
- (3) 草津市園長・所長会の代表
- (4) 草津市教頭会の代表
- (5) 草津市立小中学校教員の代表
- (6) 草津市社会教育委員の代表
- (7) 公募による草津市立小中学校保護者
- (8) 草津市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

THE
FEDERAL
BUREAU OF INVESTIGATION
UNITED STATES DEPARTMENT OF JUSTICE
WASHINGTON, D. C. 20535

MEMORANDUM FOR THE DIRECTOR

SUBJECT: [Illegible]

1. [Illegible]

2. [Illegible]

3. [Illegible]

4. [Illegible]

5. [Illegible]

6. [Illegible]

7. [Illegible]

8. [Illegible]

9. [Illegible]

10. [Illegible]

11. [Illegible]

12. [Illegible]

13. [Illegible]

14. [Illegible]

15. [Illegible]

16. [Illegible]

17. [Illegible]

18. [Illegible]

19. [Illegible]

20. [Illegible]

21. [Illegible]

22. [Illegible]

23. [Illegible]

24. [Illegible]

25. [Illegible]

26. [Illegible]

27. [Illegible]

28. [Illegible]

29. [Illegible]

30. [Illegible]

31. [Illegible]

32. [Illegible]

33. [Illegible]

34. [Illegible]

35. [Illegible]

36. [Illegible]

37. [Illegible]

38. [Illegible]

39. [Illegible]

40. [Illegible]

41. [Illegible]

42. [Illegible]

43. [Illegible]

44. [Illegible]

45. [Illegible]

46. [Illegible]

47. [Illegible]

48. [Illegible]

49. [Illegible]

50. [Illegible]

51. [Illegible]

52. [Illegible]

53. [Illegible]

54. [Illegible]

55. [Illegible]

56. [Illegible]

57. [Illegible]

58. [Illegible]

59. [Illegible]

60. [Illegible]

61. [Illegible]

62. [Illegible]

63. [Illegible]

64. [Illegible]

65. [Illegible]

66. [Illegible]

67. [Illegible]

68. [Illegible]

69. [Illegible]

70. [Illegible]

71. [Illegible]

72. [Illegible]

73. [Illegible]

74. [Illegible]

75. [Illegible]

76. [Illegible]

77. [Illegible]

78. [Illegible]

79. [Illegible]

80. [Illegible]

81. [Illegible]

82. [Illegible]

83. [Illegible]

84. [Illegible]

85. [Illegible]

86. [Illegible]

87. [Illegible]

88. [Illegible]

89. [Illegible]

90. [Illegible]

91. [Illegible]

92. [Illegible]

93. [Illegible]

94. [Illegible]

95. [Illegible]

96. [Illegible]

97. [Illegible]

98. [Illegible]

99. [Illegible]

100. [Illegible]